

8 申告と納付

完成した申告書を提出し、消費税及び地方消費税を納付します。

申告・納付の期限

令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**令和7年3月31日(月)**です。
なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は**令和7年3月17日(月)**ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
なお、提出が必要な書類については、10ページを参照してください。

送付先を調べる



1. e-Taxで申告する

2. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署又は業務センター(※)に送付する

郵便又は信書便による送付の場合、通信日付印を提出日とみなします。

※ 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。

3. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する

- ※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。
- ※ 業務センターに直接持参する方法で提出することはできません。
- ※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っております。申告書等を書面で提出(送付)する場合は、申告書等の提出用のみを提出(送付)してください。
また、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、申告書等の記録・管理をお願いします。
なお、令和7年1月以降、当分の間、「リーフレット」に日付・税務署名(業務センター名)を記載したものを、希望者にお渡しいたします。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」➡

納付方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

⚠️ ご注意ください!

申告書提出後に、納付書の送付等による納税のお知らせはありません。

各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm)をご覧ください。



1. キャッシュレス納付

国税の納付は、次のキャッシュレス納付が便利です。

(1) 振替納税を利用する

振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
振替納税を利用している場合は、確実に引落しができると、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないかご確認ください。

令和6年分の消費税及び地方消費税の振替日は、

令和7年4月30日(水)です。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。
なお、転居等により所轄税務署が変わり、転居前の振替口座を継続希望される方で、①申告書第一表の「(個人の方) 振替継続希望」欄に○印をつけた場合又は②異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要です。

振替納税をお勧めします

令和6年分消費税及び地方消費税の振替納税の申込期限は、**令和7年3月31日(月)**です。

「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」はe-Taxにより提出できます。金融機関届出印や電子証明書は不要です。

なお、書面でご提出の場合は、48ページの「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。

また、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

(2) **ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)**で納付する
事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、所轄の税務署に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

(3) **インターネットバンキングやATMで納付する**
納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

(4) **クレジットカードで納付する**
インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。

(5) **スマートフォンのアプリで納付する**
「スマートフォン決済専用サイト」を経由し、スマホアプリ決済を利用して納付できます。
詳しくは、国税庁ホームページ(左上のQRコード)をご確認ください。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

2. キャッシュレス納付以外の納付方法

キャッシュレス納付以外の納付方法は次のとおりです。

(1) **QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する**
自宅等で、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。
※ 納付できる金額は30万円以下となります。
(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) **金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する**
現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関(日本銀行蔵入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。
※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。
なお、納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。
詳しくは国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm#a02)をご覧ください。



納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 令和7年3月31日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
令和7年6月1日以降	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合がありますほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

9 所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます。）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。